

「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」及び
「北海道大規模施設等協力支援金」の申請受付開始について

令和3年(2021年)5月28日
経済部経済企画局経済企画課

本支援金は、道からの要請に応じて、令和3年5月16日(日)から5月31日(月)までの全ての期間に休業・営業時間短縮等を行った飲食店等及び大規模施設等の事業者の皆様への支援金です。

道が支給業務を行う措置区域の「緊急事態措置協力支援金(飲食店等)」及び全道域の「北海道大規模施設等協力支援金」については、申請受付を6月1日(火)から開始するとともに、本日(5月28日(金))に、申請の手引き等をホームページで公開します。

1 支援金の概要

(1)緊急事態措置協力支援金(飲食店等) ※詳しくは添付資料をご覧ください。

	措置区域	特定措置区域
お酒あり カラオケあり	営業時短(営業は5時～20時) 酒類提供時短(提供は11時～19時)	休業
お酒なし カラオケなし	営業時短(営業は5時～20時)	営業時短(営業は5時～20時)
支援金	中小企業・個人事業者 店舗ごと2.5～7.5万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日	中小企業・個人事業者 店舗ごと4～10万円/日 大企業 店舗ごと上限20万円/日
支給業務	道が対応	石狩振興局管内(札幌市含む)の市町村、小樽市、旭川市がそれぞれ対応(全ての市町村が6/1から受付開始)

(2)北海道大規模施設等協力支援金 ※詳しくは添付資料をご覧ください。

	特定措置区域
飲食店等 以外の施設 (1,000㎡超)	平日：営業時短(営業は5時～20時) 土日：休業
支援金	施設：20万円×面積/1,000㎡ ×時短割合※×時短日数 テナント：2万円×面積/100㎡ ×時短割合※×時短日数
支給業務	道が対応

※時短割合～要請に応じて短縮した時間/要請前の営業時間
(道の要請を超えた各施設独自の営業時間短縮・休業は対象外です)

2 申請受付期間

令和3年(2021年)6月1日(火)～8月31日(火)

3 申請の手引き・申請書等の入手方法 (以下URLより入手できます)

【飲食店等】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.htm>

【大規模施設等】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top.htm>

4 申請方法

【郵送申請】6月1日(火)受付開始(宛先は道ホームページで公開)

【電子申請】6月中旬以降に申請受付開始予定

5 申請に関するお問い合わせ先

電話:011-330-8399(～5/31)

営業時間短縮等コールセンター[8:45～18:00 土日も対応]

電話:011-350-7377(6/1～)

北海道感染防止対策協力支援金事務局[8:45～17:30 6月は土日も対応]

6 その他

詳細は、添付資料をご参照下さい。